平成２３年（フ）第１２４３号
札幌市清田区清田２条２丁目８番15号　セントポーリア101号
債務者　本間　　悟
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３５号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目４番12号　第１コーポ202号
債務者　田中　　亮
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３９号
札幌市白石区本通16丁目北４番75号　リビエール白石102号
債務者　錦川　廣良
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４６号
札幌市中央区南13条西１丁目１番３―405号
債務者　佐藤真智子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９９号
札幌市中央区南13条西13丁目２番32―106号
債務者　松前　牧子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２９号
札幌市北区新琴似５条９丁目３番13号　ノースシティⅢ102号
債務者　小林　永孝
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３０号
札幌市北区新琴似５条９丁目３番13号　ノースシティⅢ102号
債務者　小林　征子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３６号
北海道千歳市若草４丁目13番地の16
債務者　小野澤和子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５０号
北海道江別市大麻中町12番地の５　ステーションハイツ203
債務者　前田　恵美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６５号
札幌市中央区南23条西８丁目１番17―307号
債務者　中塚美和子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５１７号
札幌市白石区北郷５条８丁目12番30―302号
債務者　本田　恭一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５３０号
札幌市東区北21条東３丁目１番24号
債務者　善田眞紀子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５７６号
札幌市厚別区厚別中央３条５丁目５番22号　ガーデンオーク新札幌102
債務者　門脇　千春
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1233番地11　カシノキハイツ103
債務者　鈴木　基弘
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
群馬県渋川市北橘町真壁439番地１
債務者　佐々木良宣
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２３６号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡2047番地３
債務者　善養寺　豊
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
群馬県前橋市荻窪町1111番地３
債務者　女屋　由美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
前橋地方裁判所